

# 第17回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月13日(火) 13時57分～15時05分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員(16名)

1番委員	三浦 勝志	2番委員	齋藤 美也子	3番委員	對馬 忠法
4番委員	古川 榮	5番委員	工藤 守	7番委員	今井 文雄
8番委員	大川 哲彌	9番委員	花田 良造	10番委員	工藤 正
11番委員	丹代 純嗣	12番委員	葛西 雅博	13番委員	今井 龍美
14番委員	柴田 博明	15番委員	桑田 久毅	16番委員	小山内 知寛
19番委員	長尾 浩				

4 欠席農業委員(3名)

6番委員	高井 美奈子	17番委員	三浦 良孝	18番委員	山口 知治
------	--------	-------	-------	-------	-------

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】(7名)

平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春	平賀-4	齊藤 嗣郎
平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

平賀-1	赤平 和総				
------	-------	--	--	--	--

7 出席事務局職員(4名)

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長	岩淵 幸穂
主査	谷川 智也				

8 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第67号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第68号 農用地利用集積計画の決定について

議案第69号 令和4年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況に係る点検・評価(案)について

報告第 48 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 49 号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 50 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

## 9 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章  
唱和 (委員全  
員)

(省略)

**【開会 14 時 02 分】**

議長 (今井龍  
美)

これより、第 17 回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、19 名中 16 名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
議事録署名者の指名について、議長より指名することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
16 番小山内委員、19 番長尾委員の両名をお願いいたします。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございません  
か。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。  
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、岩渕碓  
ヶ関支局長、谷川主査の出席を求めました。書記には、岩渕碓ヶ  
関支局長を採用いたします。

それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付し  
てある議案第 67 号から議案第 69 号までの 3 件、ほかに報告が 3  
件でございます。

議案審議に入る前にお伝えいたします。

今後、現地調査の報告を省略し、担当した委員の方から特に疑  
問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに、議案第 67 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

それでは、1 ページをご覧ください。

議案第 67 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、93 番から 98 番は経営拡大、99 番と 100 番は親および親戚からの受贈、101 番から 103 番は新規就農、104 番は社会福祉法人が運営する保育園の菜園による所有権移転です。

件数は 12 件、面積 26,430 平方メートル、田 13 筆 12,722 平方メートル、畑 15 筆 13,708 平方メートルとなっています。

次に、6 ページの賃貸借権設定について、129 番および 130 番は経営拡大によるものです。

件数は 2 件、面積 8,641 平方メートル、田 4 筆 6,769 平方メートル、畑 1 筆 1,872 平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

そのほか現地調査を担当した農業委員の方で、疑問点等がある方がおりましたらお願いします。

ございませんか。

議長

それでは、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

小野委員。

尾上-1 小野委員

所有権移転の 98 番について、別添 2 の売買価格が書かれていないのですけれども。

谷川主査

98 番は無償での所有権の移転と聞いておりましたので、別添 2 の方に売買価格は記入しておりません。譲渡人の意向で、無償譲渡したいということで契約をされております。

事務局長	譲渡を受ける人の畑が隣にあって、所有者が使わず要らないので、隣の方には是非持ってもらいたいという意向かと思われます。
尾上-1 小野委員	備考欄でもいいので、一応記入して欲しい。
事務局長	表示はするように、次回からは改めたいと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	他にございませんか。 葛西委員。
12 番葛西委員	新規就農者が 101 番から 103 番までありますけれども、103 番の方は 912 平方メートルで何を作付しようとしているのか。
谷川主査	103 番の 912 平方メートルだけの面積は、譲り受ける人について、道路に面しているところに空家がありまして、空家と同じく空家の裏に 11-1、11-3 の 2 筆の畑がくっついておりまして、それもまとめて宅地も含めて、畑も丸々買い取るということで、この面積となっております。実際に買う人が農業を営業するのではなく、あくまで自宅裏の畑扱いのようなかたちになると思いますので、営業はないですけれども、合わせて求めるということであれば、所有権移転してもいいという判断で、今回あがっております。
事務局長	すみません、補足します。この方は宅地といいますか、中古の住宅を求めているが、実は近くに住んでいる方で、そこは空家になって売りに出ているということで、別宅、分家するようなかたちで、息子夫婦が対応して住むとことで、おそらく求めたものだと思うので、それに対して、宅地部分とその裏に畑が付いていたというようなイメージです。
事務局長補佐	私からも補足です。昨年度の総会でも 5 反歩要件がまだあったときに、空家付きの農地があった場合は最低 1 平方メートル設定ということで総会に諮って、その次の総会で農地法の許可を総会で諮って、その次 1 平方メートル設定を無くしたという流れが前回あったかと思います。5 反歩要件が無くなったということで、空家に関しては 1 平方メートル設定も無くなりました。4 月の総会でも諮らせていただいた件ですけれども、これが無いので、い

きなりここに出てきた、という解釈で考えていただければ結構か  
と思います。

議長

よろしいでしょうか。他に何かございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議あり  
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり許可相当と決定いたしま  
す。

次に、議案第 68 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

7 ページをご覧ください。

議案第 68 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営  
基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56  
号）附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることと  
される同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法  
第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画  
を定めるため審議を求めるものです。

8 ページをご覧ください。

所有権移転については、全て経営拡大による売買です。

件数は 6 件、面積 42,517 平方メートルで、田 24 筆 25,964 平  
方メートル、畑 20 筆 16,553 平方メートルです。

なお、売買価格については、別添 3 のとおりです。

次に、11 ページ、利用権設定については、全て経営拡大による  
もので、48 番は農地中間管理事業による一括方式の利用権設定と  
なっております。

件数は 2 件、面積 17,751 平方メートルで、地目は全て田で  
す。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法  
第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

今回、農用地利用調整会議を予定しておりました委員は、急用  
がありましたので、事務局のみで行いました。

それでは、議案第 68 号について、質疑、ご意見を求めます。

何かございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第 69 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

事務局長補佐

皆様のお手元にあります、議案第 69 号と書かれた別綴りの資料を合わせて 13 ページをご覧ください。

令和 4 年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況に係る点検・評価(案)について、令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進などについて」第 1 の 3 により、令和 4 年度の平川市農業委員会における最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価するため、別紙のとおり最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価(案)及び農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)を作成したので、審議を求めるものです。

農業委員会の最適化活動における点検・評価につきましては、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定により毎年ホームページ等で公表するとともに、6 月末までに県知事等に報告することになっております。

また、令和 4 年度からの改正により、委員ごとに最適化活動の点検・評価を行うとともに、農業委員会の総会において意見を求めることとなりましたので、よろしく申し上げます。

それでは、別綴資料を使って説明します。

では、先に別紙様式 5 の内容を説明しますので、5 ページをご覧ください。

この別紙様式 5 は、これまで毎年実施している農業委員会としての最適化活動の点検・評価となります。令和 4 年度における基礎的なデータを記載していますので、説明は省略します。次に 6 ページをご覧ください。

令和 4 年度の農地の集積状況を記載しております。中段あたりにある③実績をご覧ください。令和 4 年度の 1 年間における新規集積面積は、農林課から県へ報告した数値によりますと 383 ヘクタールで、平川市内の令和 4 年度末時点での集積面積の累計は

3,210ヘクタールとなりました。結果、集積率は目標を大きく上回る62.4%で、目標達成率は111.5%となりました。

次に、7ページをご覧ください。こちらは遊休農地の発生防止・解消に係る状況を記載しております。③実績に記載されているとおり、令和4年度の遊休農地の解消面積は2.2ヘクタールとなり、目標の1.3ヘクタールを上回り、その達成率は168.5%となりました。単純に2.2を1.3で割った数値にはなりません、これは面積の数値を小数点第2位以下で四捨五入した影響ですのでご了承ください。

一方、令和4年度に実施した農地パトロールの結果、市内の遊休農地の面積は、④その他に記載されているとおり13.7ヘクタールで、農業委員会の点検結果にも書いてあるとおり、昨年度末の2倍以上の数値となりました。

次に、新規参入の促進の状況ですが、8ページをご覧ください。

③実績に記載されているとおり、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は53.4ヘクタールで、目標の37.1ヘクタールを上回り、その達成率は144%となりました。農業委員会の点検結果にも書いてあるとおり、公表した農地とはあっせん情報で公開している出し手側の農地のことですが、面積だけでいえば新規参入者に提供できる農地が確保されている形となっています。ちなみに、参考数値ではありますが、令和4年度の新規参入者は15経営体、取得した農地面積は9.9ヘクタール、経営体系としてはミニトマト等の施設栽培やリンゴ、桃、シャインマスカット等の果樹が多くなっています。

次に、最適化活動の活動目標のうち、活動強化月間については、8ページの下段の②実績のとおり、農地パトロールとその結果を受けた意向把握調査を行い、目標どおりの活動ができました。また、9ページに移りまして、新規参入相談会への参加については、中段の②実績のとおり、ひらかわフェスタでの農業委員会ブースにおいて相談コーナーを設置したことから、こちらも目標どおりの活動ができました。

ここまでの内容から、農業委員会としての目標達成状況をポイント化したところ、17ポイントとなり、「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」という評価となりました。

次に、9ページの最後に委員ごとの最適化活動における点検・評価結果が記載されています。こちらは、委員の皆さまの最適化活動における点検・評価を個人ごとにポイント化した結果となります。ご覧のとおり、期待を上回る結果が1人、期待どおりが7

人、期待を下回る結果が 19 人となりました。この内容については、後ほど説明いたします。

次に、10 ページをご覧ください。

こちらは、農業委員会の事務に関する実施状況を記したものです。総会の開催実績、農地法第 3 条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務については、記載のとおりとなります。最後の「違反転用への対応」ですが、事務局では違反転用に関する統計や調査に係る資料がないことから、令和 4 年度の総会で諮った農地法第 4 条及び第 5 条の許可のうち、追認という形で取扱ったものを実績として取り扱いました。

別紙様式第 5 の説明は以上となります。

続きまして、2 ページをご覧ください。

これは、個人ごとの最適化活動の点検・評価のシートになります。この中にある、1 の（1）最適化活動の実施状況と 2 農業委員会による点検・評価の「全体としての評価」を一覧にしたものが次の 3 ページとなります。

先ほども説明しましたが、委員会としての評価は高かった一方で、個人ごとの評価では残念ながら低評価の方が多くなってしまいました。この一番の要因は、皆さまから提出していただいている活動記録簿に記載する活動日数が少なかったことです。4 ページをご覧ください。このページの中段に、推進委員等が最適化活動を行う日数という欄があります。月当たりの活動日数が、目標の 10 日に対して実績は 4.6 日となり、目標の半分以下となっております。この日数については、一部の委員から活動記録簿の未提出があったことも影響しておりますが、今回、県への速報値報告が 6 月 9 日までとなり、未提出分については事務局で月 1 日の活動として集計しましたのでご容赦ください。

資料は 3 ページに戻りますが、個人ごとの評価で「期待どおり」以上の方を見ますと、活動日数が 73 日以上となっております。これは、月当たりで 6 日、つまり年間 72 日以上活動日数がないとポイントが得られないということです。

このことから、今年度の活動記録については、月あたり 6 日以上、年間で 72 日以上記載のご協力をお願いいたします。また、今回皆さまが提出した活動記録簿の内容を基に、この資料の他にお渡ししている「活動記録簿の活動項目 Q & A」というものを作成しましたので、これを参考にさせていただきたいと思っております。

以前もお知らせしましたが「会議に出席したのみ」とか「農業者年金の勧誘のみ」とかの活動は、最適化活動には含まれません。



ん。ちなみに令和4年度については、そのような記載があっても、その行き帰りに圃場を巡回したとか会議の会場で農地の相談を受けたという形式にして日数をカウントさせていただきましたが、今年度からは厳正に判断したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

2ページに戻っていただき、最後に皆さまからご承認をいただきたいことがあります。

このページの右下にある「②自己の点検・評価」についてですが、本来は各委員で個人評価していただきたいところですが、今回は、事務局側にこの記載を一任していただきたいと考えております。

また、下段の右にある「総会で出された意見」については、今回の私からの説明内容を踏まえて、全委員に対しては「活動記録とその提出を忘れないこと」、個人評価が「期待を下回る結果」となった委員には、追加で「活動日数は月当たり6日以上を目指すこと」を記載したいと考えております。

最後に、市ホームページに公表するまでの間に、数字や字句などを詳細に精査する必要がありますので、今後、発生する数字や字句の修正などについては、事務局に一任願います。また、委員ごとの個人シートについては、次回の総会時にお渡ししますので、よろしくをお願いします。

私からは以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第69号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

小野委員。

尾上-1 小野委員

尾上-1の小野です。農家から、ただ相談受ただけだとバツと書いているけれども、例えば、農家の人から話があるから家に来てくれと電話が来ることがよくあるが、向こうの家に出向いて、相談を受けたのはマルにならないのか。

事務局長補佐

Q&Aの1番、「農業委員会に係る会議に出席又は法に則った農業委員・農地利用最適化推進委員としての活動」小野委員が質問された内容ですと、4ページの10番、「農家から相談を受けた」まずこれがきっかけで、そのあとに、これに付随するものがあれば、どれが最適化活動になるのかならないかを判断して見ていただきたいと思い、この資料を作りました。相談があるので訪

間し、訪問先でどのような内容の相談を受けたか、農地に関わるもの・新規就農に関わるものであればマルです。なので、小野委員が質問された内容であればマルとなります。

尾上-1 小野委員

ただ相談受けただけだとバツなのか。

事務局長補佐

相談の内容まで確認したいのです。

尾上-1 小野委員

農地を貸したいとかであればどうなのか。

事務局長補佐

それであればマルです。

尾上-1 小野委員

それは、農地を貸したい旨の相談だけでもいいのか。

事務局長補佐

はい。例えば、相談が、農業者年金や全国農業新聞の勧誘だけで終わってしまった場合はバツです。農業経営に関すること・農地の貸し借りなどはマルになります。

また、令和4年度に関して活動記録簿を、もっと早くに提出してくださいと皆さんに送って説明するべきであったが、こちらの都合で遅れてしまったこと、大変ご迷惑をおかけして申し訳ないと思っております。

7番今井委員

5月の活動記録簿はいつまでに出せばいいのか。

事務局長補佐

5月の活動記録簿は6月に出していただければよいです。とにかく提出していただきたいというお願いです。

事務局長

できれば、月が終わったら翌月に出すように、皆さんも協力していただければ、忘れないで活動記録簿を集めることが出来ると思いますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

尾上-1 小野委員

例えば、電話相談だけでもマルなのか。

事務局長補佐

はい。電話相談でも農地に関わることであればマルです。

尾上-1 小野委員

日数を分けての相談でもマルなのか。

事務局長補佐

はい。自分の農地に行くときに他の農地を点検していれば、マルになります。

尾上-1 小野委員 毎日農地を見ていれば、それを記入してもいいのか。

事務局長 はい。それでもいいのですが、出来れば、地区などの属称を記入してもらえれば、尚わかりやすいです。

事務局長補佐 また、遊休農地の草刈りなどの遊休農地の解消の活動や、今回に関しては水路のゴミ取りや農道の整備に関しても、令和4年度に記入していただいた方にはマルとしました。細かく記入していただければ判断は付きやすいです。

事務局長 この件に関しては、令和4年度で1年間、皆さんが実施していただいた中で感じたことのまとめですので、それを踏まえて皆さんに開示しています。今年も昨年に引き続き、これまでと別のやり方で行われますので、よろしくお願いします。

議長 他に何か、ございませんか。

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、報告3件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査 14ページをご覧ください。  
報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。  
別添4 関連案件一覧と合わせて、15ページをご覧ください。  
こちらは、他者へ売買するため解約するものです。件数は1件、面積4,743平方メートルで、畑4筆です。  
続いて16ページをご覧ください。  
報告第49号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。  
17ページをご覧ください。  
こちらは他者へ売買するため、解約するものです。

件数は1件、面積25,604平方メートルで、田22筆23,405平方メートル、畑2筆2,199平方メートルです。

続いて、19ページをご覧ください。

報告第50号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告するものです。

20ページをご覧ください。

今回の届出地は21ページのとおり、尾上総合支所から北西へ約400メートルに位置するところです。土地利用計画は22ページのとおり、雪置場および会社資材置場として活用するものです。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第17回総会を閉会いたします。

**【閉会 15時05分】**